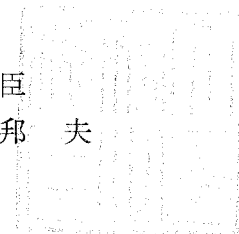


総政企第346号  
平成20年10月20日

統計委員会委員長  
竹内 啓 殿

総務大臣  
鳩山 邦 夫



諮問第10号  
造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の  
改正について（諮問）

標記について、平成20年10月8日付け国総情交第8号により国土交通大臣から別添「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の承認事項の一部変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について)

## 1 調査の目的等

造船造機統計調査(指定統計第29号を作成するための調査)は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年4月以降、毎月実施されている。

また、鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計第71号を作成するための調査)は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、昭和29年4月以降、毎月実施されている。

## 2 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたことなどを踏まえ、また、申告義務者の負担軽減等を図るため、平成21年4月調査から、毎月調査する必要性が乏しくなった品目を四半期調査に変更するとともに、調査項目の簡素化等の変更を行う。

## 3 改正内容

### (1) 造船造機統計調査

#### ア 調査周期の変更

造機調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

ただし、調査項目のうち「製造高」については、月単位で把握する。

#### イ 調査対象品目の集約

造機調査の調査対象品目を28品目から13品目に簡素化・集約化する。

#### ウ 調査事項の変更

造船調査の「船質」項目から「木船」の表示を落とし、木船が調査対象として該当した場合には備考欄に記入することとする。

### (2) 鉄道車両等生産動態統計調査

#### ア 調査周期の変更

鉄道車両(改造・修理)、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

#### イ 調査系統の変更

これまで地方運輸局等を経由していた調査票の配布及び回収を、すべて本省直轄に変更する。

#### ウ 調査事項の変更

索道搬器運行装置に係る調査において、「需要先」を調査事項から削除する。

# 造船造機統計調査の概要（案）

## 調査の目的

造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年より実施している。

## 調査の概要

< 調査の種類 > 造船調査票及び造機調査票

< 調査期日 > 造船調査：毎月末現在  
造機調査：毎四半期末現在

< 調査対象 > 造船調査：以下の船舶の製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。）（930工場）

1. 鋼製船舶・・・全て
2. 鋼製の船舶以外の船舶・・・総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のもの

造機調査：以下の船用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場（634工場）

- |           |              |            |          |
|-----------|--------------|------------|----------|
| 1. 船用タービン | 2. 火花点火機関    | 3. ディーゼル機関 | 4. 船外機   |
| 5. 船用ボイラ  | 6. 補助機械      | 7. 操だ装置    | 8. 操船装置  |
| 9. 係船荷役機械 | 10. 軸系及びプロペラ | 11. 航海用具   | 12. 錨・鎖錨 |
| 13. 自動化機器 |              |            |          |

< 抽出方法 > 全数調査

< 調査方法 > 郵送又はオンラインにより調査票を配布・回収

< 調査の流れ > 国土交通省 地方運輸局等 調査対象工場

## 結果の公表

< 主な集計事項 >

（造船調査）

用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数  
用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価  
国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高

（造機調査）

機種別製造高、四半期末在庫高及び修繕高  
機種別部品製造高

< 集計地域 > 全国

< 公表時期 >

造船調査にあつては調査月の翌々月末日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌々月末日までに、造船統計月報及び造機統計四半期報によって公表

## 結果の利用

船舶製造・修理業，船用機関製造業の現状把握及び施策立案のための基礎資料  
例：中小企業対策である「セーフティネット保証制度」の対象業種として指定を受けるため、中小企業庁へ提出するデータとして利用  
国民経済計算（SNA）及び鉱工業生産指数（IIP）の作成のための基礎資料

## 鉄道車両等生産動態統計調査の概要（案）

### 調査の目的

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、昭和29年より実施している。

### 調査の概要

- < 調査の種類 > 鉄道車両生産（新造）統計調査・・・第1号様式  
鉄道車両生産（改造・修理）統計調査・・・第2号様式  
鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査  
・・・・・・・・第3号様式  
索道搬器運行装置生産統計調査・・・・・・・・第4号様式
- < 調査期日 > については毎月末現在、～については毎四半期末現在に  
より行う。
- < 調査対象 > 鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、  
鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造を行う事業所で  
あって、これらの製造に常時10人以上の従業員を使用するもの  
（93事業所）
- < 抽出方法 > 悉皆
- < 調査方法 > 郵送又はオンラインにより調査票を配付・回収
- < 調査の流れ >

国土交通省

申告義務者

### 結果の公表

- < 主な集計事項 > : 車種別受注、生産、月末手持両数及び金額 等  
: 車種別改造・修理別受注、生産、期末手持両数及び金額 等  
: 1)品目別生産、出荷、在庫数量及び金額、2)納入先別出荷内訳  
: 品目別受注、生産、手持数量及び金額
- < 集計地域 > 全国
- < 公表時期 > : 調査月の翌月末日までに月報を公表  
~ : 調査期の翌々月末日までに季報を公表  
~ : 調査年度の翌年度9月末日までに年報を公表

### 結果の利用

鉄道車両・同部分品製造業の現状把握及び施策立案のための基礎資料  
国民経済計算（SNA）及び鉱工業生産指数（IP）の作成のための基礎資料  
大学・研究所等の研究機関において、景気・市場の動向等を把握するための基礎資料